

## 新潟市スポーツ・音楽振興顕彰推薦基準

(新潟市スポーツ振興課及び文化政策課が推薦する場合の基準)

- 1 趣 旨 この推薦基準は、「新潟市スポーツ・音楽振興顕彰要綱」第2条に基づき、新潟市スポーツ振興課及び文化政策課（以下「スポーツ振興課等」という）が推薦することについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 基準日 顕彰の行われる年の9月1日現在
- 3 基準 スポーツ振興課等は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものについて推薦するものとする。
  - (1) 10年以上地域の活動をして、本市のスポーツと音楽芸能の振興、発展に寄与した者。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、その功績が著しく、特に顕彰の必要があると認められる者。
- 4 条 件 推薦を受けるものは次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。ただし、必要と認められる場合はこの限りではない。
  - (1) 被推薦者が個人である場合は、年齢は、スポーツ部門は満55歳以上、音楽芸能部門は満50歳以上であること。
  - (2) 同一の功績に対し、市、県及び国並びに市・県教育委員会の表彰等を受けていないこと。
  - (3) 同一の功績に対し（公財）新潟県スポーツ協会の表彰を受けていないこと。
  - (4) 本顕彰を受けていないこと。
  - (5) 懲役又は禁固以上の刑に処せられたことがないこと。
  - (6) 甚だしく不都合な行為がないこと。
- 5 その他
  - (1) 被推薦者は個人又は団体とする。
  - (2) 被推薦者の住居地は問わないものとする。
  - (3) スポーツ部門はスポーツ振興課、音楽芸能部門は文化政策課が推薦するものとする。

(付 則)

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

この基準は、平成30年7月1日から施行する。